

愛知県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十五日

愛知県公安委員会委員長 松原 彰 雄

愛知県公安委員会規則第一号

愛知県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県暴力団排除条例(平成二十二年愛知県条例第三十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「当事者」とは、条例第二十四条の規定による説明又は資料の提出(以下「説明等」という。)の求めにあっては説明等を求められた者、条例第二十六条第二項の規定による意見を述べる機会の付与にあっては同項に規定する公表に係る者、条例第二十七条の規定による命令にあっては同条の規定による命令に係る者をいう。

(条例第十八条第一項第九号の公安委員会規則で定める施設)

第三条 条例第十八条第一項第九号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うもの
- 二 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で地方公共団体又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)が設置した社会教育施設
- 三 愛知芸術文化センター愛知県図書館

(調査の手續)

第四条 説明等の求めは、説明・資料提出要求書(様式第一)により行うものとする。

- 2 前項の場合において、公安委員会は、条例第二十四条に規定する説明の方法について、書面の提出による説明又は口頭による説明のいずれかを指定するものとする。
- 3 当事者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方式により説明等を行うものとする。
 - 一 書面の提出による説明を指定された場合 説明・資料提出書(様式第二)の提出
 - 二 口頭による説明を指定された場合 口頭による説明及び説明・資料提出書の提出(説明・資料提出書の提出にあっては、資料の提出を求められたときに限る。)
- 4 公安委員会は、第一項の求めを行うに当たっては、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明の日時までには相当な期間をおくものとする。
- 5 公安委員会は、当事者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の日時に出席しないときは、説明等を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第五条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭による説明の方法を指定したときは、警察本部長が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時変更申出書(様式第三)により口頭による説明の日時の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出により、又は職権で、口頭による説明の日時を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時を変更したときは、速やかに、当事者に対し、当該変更後の日時を説明日時変更通知書(様式第四)により通知するものとする。

(代理人)

第六条 当事者は、説明等を行うに当たり、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、説明等に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、代理人資格証明書(様式第五)により証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書(様式第六)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(勧告の方法)

第七条 条例第二十五条の規定による勧告は、勧告書(様式第七)により行うものとする。

(公表の方法)

第八条 条例第二十六条第一項の規定による公表は、愛知県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第九条 公安委員会は、条例第二十六条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書(様式第八)により通知するものとする。

2 前項の場合において、公安委員会は、意見を述べる方法について、申述書(様式第九)の提出又は口頭による意見の陳述のいずれかを指定するものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定により通知するに当たっては、申述書の提出期限又は口頭による意見の陳述の聴取の日時までには相当な期間をおくものとする。

4 当事者は、意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の陳述の聴取の日時に出席しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の陳述の聴取)

第十条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭による意見の陳述の方法を指定したときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見の陳述を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時

変更申出書（様式第十）により口頭による意見の陳述の聴取の日時の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出により、又は職権で、口頭による意見の陳述の聴取の日時を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の陳述の聴取の日時を変更したときは、速やかに、当事者に対し、当該変更後の日時を意見の聴取日時変更通知書（様式第十一）により通知するものとする。

（説明等に関する代理人の規定の準用）

第十一条 第六条の規定は、条例第二十六条第二項の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。

（命令の方法）

第十二条 条例第二十七条の規定による命令は、命令書（様式第十二）により行うものとする。ただし、緊急を要し命令書により行わないときは、口頭により行うことができる。

2 公安委員会は、前項ただし書の口頭による命令を行ったときは、当該命令を行った後相当の期間内に、当事者に対し、理由通知書（様式第十三）により当該命令を行った理由を通知するものとする。ただし、当事者の所在が判明しなくなったときその他当該命令を行った後において当該命令を行った理由を通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。

（弁明の機会の付与）

第十三条 公安委員会は、前条第一項本文の命令書による命令を行おうとするときは、愛知県行政手続条例（平成七年愛知県条例第二十八号。以下「手続条例」という。）第三章の規定に基づき、弁明の機会の付与のための手続を執るものとする。

2 前条第一項本文の命令書による命令に係る手続条例第二十七条第一項の書面の様式は、弁明書（様式第十四）のとおりとする。

3 前条第一項本文の命令書による命令に係る手続条例第二十八条の書面の様式は、弁明通知書（様式第十五）のとおりとする。

（口頭による弁明の聴取）

第十四条 公安委員会は、第十二条第一項本文の命令書による命令に係る弁明を口頭であることを認めるときは、警察本部長が指定する警察職員に当該弁明を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、弁明の日時変更申出書（様式第十六）により口頭による弁明の日時の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出により、又は職権で、口頭による弁明の日時を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の日時を変更したときは、速やかに、当事者に対し、当該変更後の日時を弁明の日時変更通知書（様式第十七）により通知するものとする。

る。

（代理人の選任等に係る方式）

第十五条 第十二条第一項本文の命令書による命令に係る手続条例第二十九条において準用する手続条例第十六条第三項の書面の様式は、代理人資格証明書のとおりとする。

2 第十二条第一項本文の命令書による命令に係る手続条例第二十九条において準用する手続条例第十六条第四項の書面の様式は、代理人資格喪失届出書のとおりとする。

（委任）

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（表）

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書

第 年 月 号 日

様

愛 知 県 公 安 委 員 会 印

愛知県暴力団排除条例第24条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を求める理由	
求める説明又は資料の内容	

【 説 明 の 方 法 】

書面の提出による説明

提 出 期 限	年 月 日
提 出 先	
資料の提出の可否	要 否

口頭による説明

説 明 の 日 時	年 月 日 午 時 分から
説 明 場 所	
資料の提出の可否	要 否

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 印のある欄については、該当の 内に \angle 印を付すこと。
 - 3 所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付すること。

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒んだとき又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、愛知県暴力団排除条例第26条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称及び住所並びにあなたの行為の内容を公表することがあります。
- 2 書面の提出による説明の方法を指定されたときは、説明・資料提出書を提出してください。

説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名又は名称、この要求書の番号及び日付（表面右上に記載してあります。）並びに説明又は資料（資料の提出を求められている場合に限りです。）の内容を記載してください。
- 3 口頭による説明の方法を指定された場合で、資料の提出を求められているときも、説明・資料提出書を提出してください。

この場合は、口頭による説明の際に、内容を記載した説明・資料提出書と共に資料を提出してください。
- 4 口頭による説明の方法を指定された場合で、資料の提出を求められていないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 5 口頭による説明の方法を指定された場合で、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときは、愛知県公安委員会に対し、説明日時変更申出書により説明の日時の変更を申し出ることができます。
- 6 説明又は資料の提出に際しては、あなたの代理人を選任することができますので、この要求書の番号及び日付（表面右上に記載してあります。）、代理人の住所、職業及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を愛知県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が口頭による説明の日時に出頭するときは、この要求書を持参してください。
- 8 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき又は口頭による説明の日時に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱います。

様式第2（第4条関係）

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

印

愛知県暴力団排除条例施行規則第4条第3項 第1号 第2号 の規定により、

次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 年 月 号 日
説明又は提出資料 の 内 容	

所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付してください。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 印のある欄については、該当の 内にㇿ印を付すこと。

様式第3（第5条関係）

説 明 日 時 変 更 申 出 書

年 月 日

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

印

愛知県暴力団排除条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 年 月 日 号 日
変 更 前 日 時	年 月 日 午 時 分から
変 更 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分から
変 更 申 出 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第5条関係）

説 明 日 時 変 更 通 知 書

第 年 月 日
号

様

愛 知 県 公 安 委 員 会 印

愛知県暴力団排除条例施行規則第5条第4項の規定により、口頭による説明の日時を次のとおり変更したので、通知します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付		第 年 月 日 号
口頭による 説明の日時	変更前	年 月 日 午 時 分から
	変更後	年 月 日 午 時 分から

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5（第6条、第11条、第15条関係）

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

印

私は、愛知県暴力団排除条例施行規則第6条第1項
 愛知県暴力団排除条例施行規則第11条において準用する同規則第6条第1項
 愛知県行政手続条例第29条において準用する同条例第16条第1項
 の規定により、次の者を代理人として選任し、
 説明又は資料の提出
 意見を述べる機会の付与
 弁明の機会の付与
 一切の行為をすることを委任します。

説明・資料提出要求書 意見の聴取通知書 弁明通知書 の番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の職業	
代理人の氏名	
当事者との関係	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 印のある欄については、該当する 内に \angle 印を付すこと。

様式第6（第6条、第11条、第15条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

愛知県公安委員会 殿

住所

氏名

印

私の代理人は、
 説明又は資料の提出
 意見を述べる機会の付与
 弁明の機会の付与
 愛知県暴力団排除条例施行規則第6条第4項
 愛知県暴力団排除条例施行規則第11条において準用する同規則第6条第4項の
 愛知県行政手続条例第29条において準用する同条例第16条第4項
 規定により届け出ます。

説明・資料提出要求書 意見の聴取通知書 弁明通知書 の番号及び日付	第 年 月 日 号
資格を喪失した 代理人の住所	
資格を喪失した 代理人の氏名	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 印のある欄については、該当する 内にㇿ印を付すこと。

様式第7（第7条関係）

勸告書

第 年 月 号
日

様

愛知県公安委員会 印

愛知県暴力団排除条例第25条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の内容	
勸告をする理由	

あなたが正当な理由がなくこの勸告に従わないときは、愛知県暴力団排除条例第26条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称及び住所並びにあなたの行為の内容を公表することがあります。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付すること。

(表)

意見の聴取通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする愛知県暴力団排除条例第26条第1項の規定による公表に係る意見の聴取を次のとおり行いますので、愛知県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

<p>予定される公表の原因となる事実</p>	
------------------------	--

【意見を述べる方法】

申述書の提出

提出期限	年 月 日
提出先	

口頭による意見の陳述

聴取の日時	年 月 日 午 時 分から
聴取場所	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 印のある欄については、該当の 内に / 印を付すこと。
 - 3 所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付すること。

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名又は名称、この通知書の番号及び日付（表面右上に記載してあります。）並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して、提出してください。
なお、口頭による意見の陳述の方法を指定されたときは、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき又は口頭による意見の陳述の聴取の日時に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の陳述の聴取が行われる場合で、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときは、愛知県公安委員会に対し、意見の聴取日時変更申出書により口頭による意見の陳述の聴取の日時の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが意見を述べない場合には、あなたの代理人を選任することができますので、この通知書の番号及び日付（表面右上に記載してあります。）、代理人の住所、職業及び氏名並びに当該代理人に意見を述べる機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を愛知県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による意見の陳述の聴取の日時に出頭するときは、この通知書を持参してください。

様式第9（第9条関係）

申 述 書

年 月 日

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

印

愛知県暴力団排除条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日 号
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容についての意見	

所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第10(第10条関係)

意見の聴取日時変更申出書

年 月 日

愛知県公安委員会 殿

住所

氏名

印

愛知県暴力団排除条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり口頭による意見の陳述の聴取の日時の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日 号
変更前日時	年 月 日 午 時 分から
変更希望日時	年 月 日 午 時 分から
変更申出の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11（第10条関係）

意見の聴取日時変更通知書

第 年 月 日
号

様

愛知県公安委員会 印

愛知県暴力団排除条例施行規則第10条第4項の規定により、口頭による意見の陳述の聴取の日時を次のとおり変更したので、通知します。

意見の聴取通知書の番号及び日付		第 年 月 日	号
口頭による意見の陳述の聴取の日時	変更前	年 月 日	午 時 分から
	変更後	年 月 日	午 時 分から

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（表）

<p>命 令 書</p> <p>第 年 月 日</p> <p>様</p> <p>愛 知 県 公 安 委 員 会 印</p>		
命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
上記の者に対し、愛知県暴力団排除条例第27条の規定により、次のとおり命令する。		
命 令 の 内 容		
命 令 を 行 う 理 由		
命 令 の 期 限	年 月 日 まで	
この処分に不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりである。		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服がある場合の注意事項

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(表)

理 由 通 知 書 第 年 月 日 様 愛 知 県 公 安 委 員 会 印		
命 令 を 受 け た 者	本 (国) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
年 月 日、上記の者に対し、愛知県暴力団排除条例施行規則 第12条第1項ただし書の口頭による命令を行った理由等については次のとおり であるので、同条第2項の規定により通知する。		
命 令 の 内 容		
命 令 を 行 っ た 理 由		
命 令 の 期 限	年 月 日まで	
口頭による命令に不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりであります。		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付すること。

口頭による命令に不服がある場合の注意事項

- 1 口頭による命令について不服がある場合は、口頭による命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

なお、口頭による命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、口頭による命令があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

- 2 口頭による命令について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、口頭による命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として口頭による命令の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。

なお、口頭による命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、口頭による命令があった日から1年を経過すると口頭による命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として口頭による命令の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると口頭による命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14 (第13条関係)

弁 明 書

年 月 日

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

印

愛知県行政手続条例第27条第1項の規定により、次のとおり提出します。

弁 明 通 知 書 の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
命令の原因となる事実 その他当該事案の 内容についての意見	

所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">弁 明 通 知 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">第 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">号</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">様</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">愛 知 県 公 安 委 員 会 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">あなたに対する下記の事実を原因とする愛知県暴力団排除条例第27条の規定による命令に係る愛知県行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を次のとおり行いますので、通知します。</p>	
<p style="text-align: center;">予 定 さ れ る 命 令 の 内 容</p>	
<p style="text-align: center;">予 定 さ れ る 命 令 の 原 因 と な る 事 実</p>	
<p>【 弁 明 の 方 法 】 弁明書の提出</p>	
<p style="text-align: center;">提 出 期 限</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">提 出 先</p>	
<p style="text-align: center;">口頭による弁明</p>	
<p style="text-align: center;">弁 明 の 日 時</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 午 時 分から</p>
<p style="text-align: center;">弁 明 の 場 所</p>	
<p>弁明の機会の付与に際しての注意事項は、裏面のとおりです。</p>	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 印のある欄については、該当する 内に \angle 印を付すこと。
- 3 所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載の上、これを添付すること。

弁明の機会の付与に際しての注意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所及び氏名又は名称、この通知書の番号及び日付（表面右上に記載してあります。）並びに命令の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して、提出してください。
なお、口頭による弁明の方法を指定されたときは、弁明書の提出は必要ありません。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がないとき又は口頭による弁明の日時に出頭しないときは、弁明がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明が行われる場合で、あなたに病気その他やむを得ない理由があるときは、愛知県公安委員会に対し、弁明の日時変更申出書により口頭による弁明の日時の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたの代理人を選任することができますので、この通知書の番号及び日付（表面右上に記載してあります。）、代理人の住所、職業及び氏名並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を愛知県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の日時に出席するときは、この通知書を持参してください。

様式第16 (第14条関係)

弁 明 の 日 時 変 更 申 出 書

年 月 日

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

印

愛知県暴力団排除条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり口頭による弁明の日時の変更を申し出ます。

弁 明 通 知 書 の 番 号 及 び 日 付	第 年 月 日 号
変 更 前 日 時	年 月 日 午 時 分から
変 更 希 望 日 時	年 月 日 午 時 分から
変 更 申 出 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第17（第14条関係）

弁明の日時変更通知書

第 年 月 日
号

様

愛知県公安委員会 印

愛知県暴力団排除条例施行規則第14条第4項の規定により、口頭による弁明の日時を次のとおり変更したので、通知します。

弁明通知書の 番号及び日付		第 年 月 日 号
口頭による 弁明の日時	変更前	年 月 日 午 時 分から
	変更後	年 月 日 午 時 分から

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。